

## 熊本市・植木町合併協議会幹事会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・植木町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定に基づき、熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会（以下「幹事会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に付すべき事項について協議又は調整をする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、幹事の互選により定めるものとし、副幹事長は、幹事長が選任するものとする。

(幹事長等の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、及び幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて開催する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

(会議への出席等)

第7条 幹事長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係がある者に対し、会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会への指示)

第8条 幹事長は、必要があると認めるときは、協議会の作業部会に対し、規約第3条各号に掲げる事項について専門的な調査又は検討を行うよう指示することができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議等の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年12月4日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後最初に行われる幹事会は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が開催する。

別表（第3条関係）

熊本市・植木町合併協議会幹事会名簿

自治体名	役職名
熊本市	熊本市長が指名する副市長
	総務局長
	企画財政局長
植木町	副町長
	総務課長
	企画財政課長